別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業名 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| (1)　ＩＣＴ等の最新技術を用い、いちごの栽培データを収集・活用するための農業機器の導入。 | 　ＩＣＴ等の最新技術を用い、いちごの栽培データの収集・活用するための農業機器の導入に要する経費。 | 除税された総事業費の1/2以下とし、１会計年度において、交付対象者1人又は交付対象団体の構成員１人につき、150,000円を上限とする。 |
| (2)　(1)に掲げる事業のほか、市長が必要と認める事業。 | 　特に市長が認めた事業に要する経費。 | 　予算の範囲内で、市長が決定した額。 |